

【ざっくり解説】

GX推進法案と GX脱炭素電源法案

GX基本方針

GX推進法案

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案

- GX推進戦略を政府が策定
- GX推進移行債の発行（20兆円規模）
- GX推進機構の設立
- 官民の投資をGXに呼び込む

GX脱炭素電源法案

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法などの改定により、以下を法制化する

- 原発を活用していくことは「国の責務」
- 原子炉等規制法から原発の運転期間の定めを削除し、電気事業法へ

①GX推進法案

脱炭素成長型経済構造への
円滑な移行の推進に関する法律案

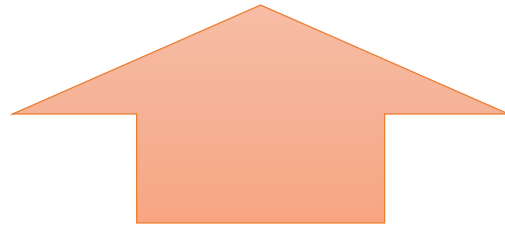
法律の概要

昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、以下を法定

- (1) GX推進戦略の策定・実行
- (2) GX経済移行債の発行
- (3) 成長志向型カーボンプライシングの導入
- (4) GX推進機構の設立
- (5) 進捗評価と必要な見直し

GX推進戦略の策定・実行（第6条）

政府は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（**GX推進戦略**）を定めなければならない。



すでに、原発の再稼働、運転期間の延長、次世代革新炉の開発・建設を含む「**GX基本方針**」が閣議決定されており、これがベースになる見込み。

GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】
※今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度までに償還）【第8条】

GX推進機構の設立

経済産業大臣の認可により、GX推進機構を設立【第5章】

- 1) 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
- 2) 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
- 3) 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）等

GX推進法案を通してはいけない5つの理由

1. 原子力産業を長期にわたり官民資金で支援
2. 経済産業省への白紙委任
3. 脱炭素基準、環境・人権配慮基準の不在
4. 将来世代を含めた国民が負担し、排出者を利する
5. 資金の流れが不透明、監視、検証ができない

②GX脱炭素電源法案

原発推進「束ね法案」 (GX脱炭素電源法案)

原子力基本法	「国の責務」として、原子力の活用、国民の理解促進、技術開発、人材育成、事業環境の整備など盛り込む
電気業法	原子炉の運転期間規制の緩和
原子炉規制法	原子炉の運転期間規制の緩和、高齢化に関する技術的評価
再処理法	使用済燃料再処理機構（Nuro）に、原子炉の調整機能、研究開発炉資金管理業務を追加 原子力事業者に対して、Nuroへの廃燃料の売却義務を付与
再エネ特措法	再エネ事業の強化、既に再エネへの追加投資を進めるなど

原子力基本法を改悪 「原発の活用」を国の責務に②

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三 国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力
の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要
な施策を講ずるものとする。

一 原子力発電に係る高度技術の維持及関係促進し、これらを行う人
材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及関係のために必要な産
業基盤を維持し、及び強化するための施策

原子力基本法を改悪 「原発の活用」を国の責務に②

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三

原子研 究 機関 発 達機構その他の関係 者の相互の連携並びに当 国 研究及開 発に関する国際的 連携強 化するための施策その他の当 国 研究及開 発の進 捗 並びにこれら成 果の円滑 実用化を図るための施策

三 電気事業に係る制度の抜本的 改革が実施された状況においても、原子 力事業 が原子力産 品の安全性を確保するために必要 投資を行うこと
その他の安定的にその事業 を行うことができ事業 環境を整備するため
の施策

原子力基本法を改悪 「原発の活用」を国の責務に②

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三

四 (略) 趣 意、使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び
(略) 廃措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調
整その他の必要 施策

画 施 に向けた地方公共団体その他の関係 に対する主体 働き掛け、
最終 分理 解 と関心を有する地方公共団体その他の関係 に対する関係府
省の連携による支援 (略)

原子力基本法改悪 運転期間についても...

第十六条の二 原子力発電の用に供する原子炉を運転す者は、別に法律で定めるところにより政府の行う運転期間に係る規制に従~~ね~~ ければ ならない。

2 前項の運転期間に係る規制は、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた電力事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、エネルギーとしての原子力の安定的な利用を図る観点か措置するものとする。

今までの制度

原発の運転期間
「原則40年」

「1回に限り、原子力規制委員会の
審査に合格すれば20年延長」
審査は劣化評価も含んでいた

原子炉等規制法

原子力規制委員会

新制度

原発の運転期間40年を超えて運
転をする場合、
「電力の安定供給への貢献」な
どを条件に経済産業省が認定

電気事業法

経済産業省

私たちにできること

国会議員に働きかけよう！

①GX推進法案に反対を

②GX脱炭素電源法案に反対を

③「束ね法案」ではなく、個別審議を！

④国会として各地で公聴会を！

☎電話・ファックス

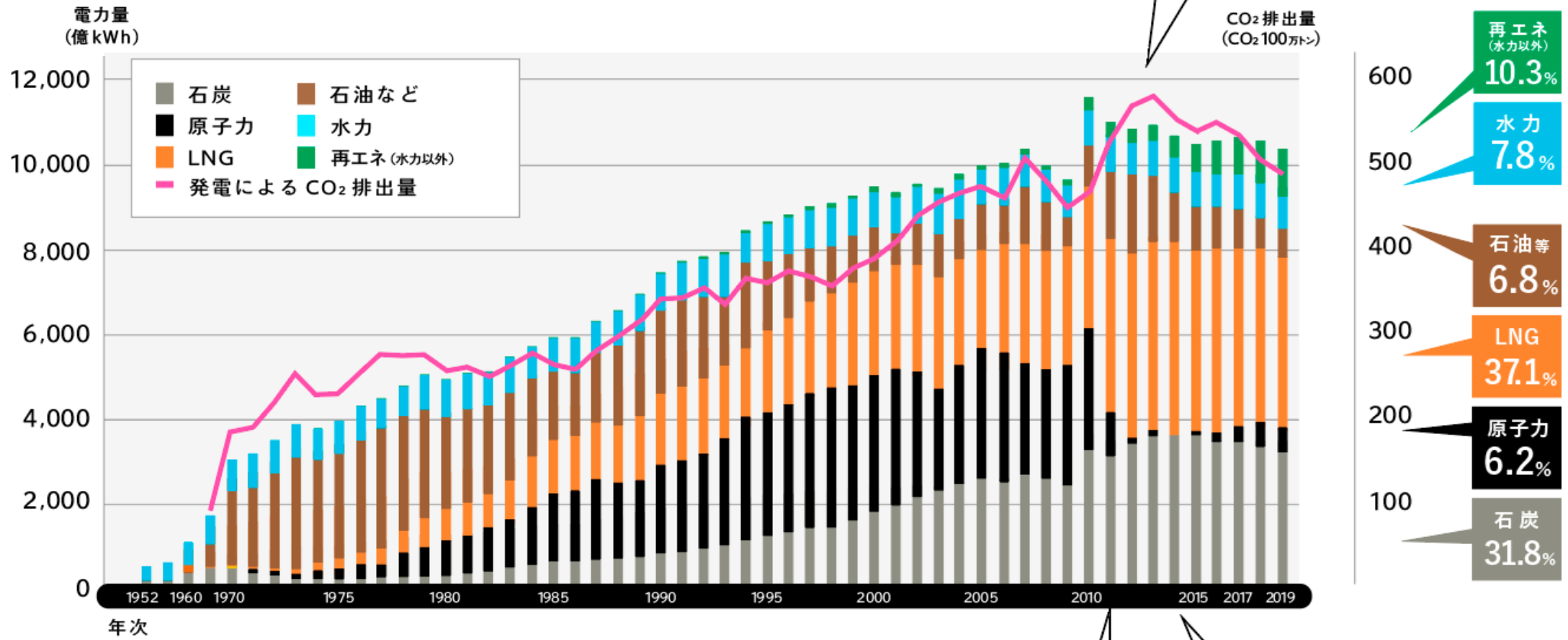
☞グループで事務所を訪問（地元事務所、国会事務所）

原発の発電割合は、2012年度以降ゼロ～数%

原発ゼロでも CO₂ は減少

電源別電力供給量と発電部門 CO₂ 排出量

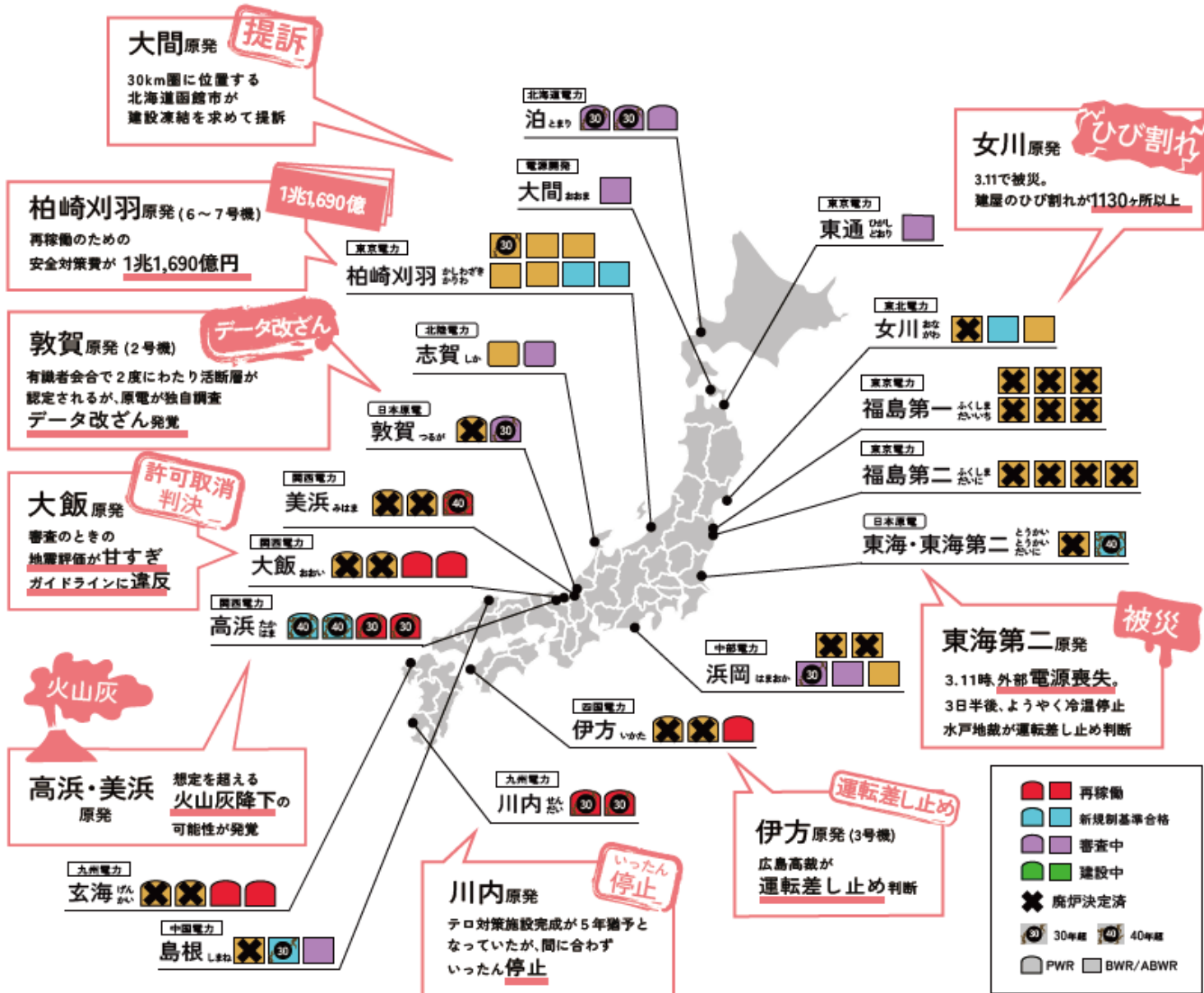
再生エネ+水力は
増えています！
約10%
2010年度 → 約18%
2019年度



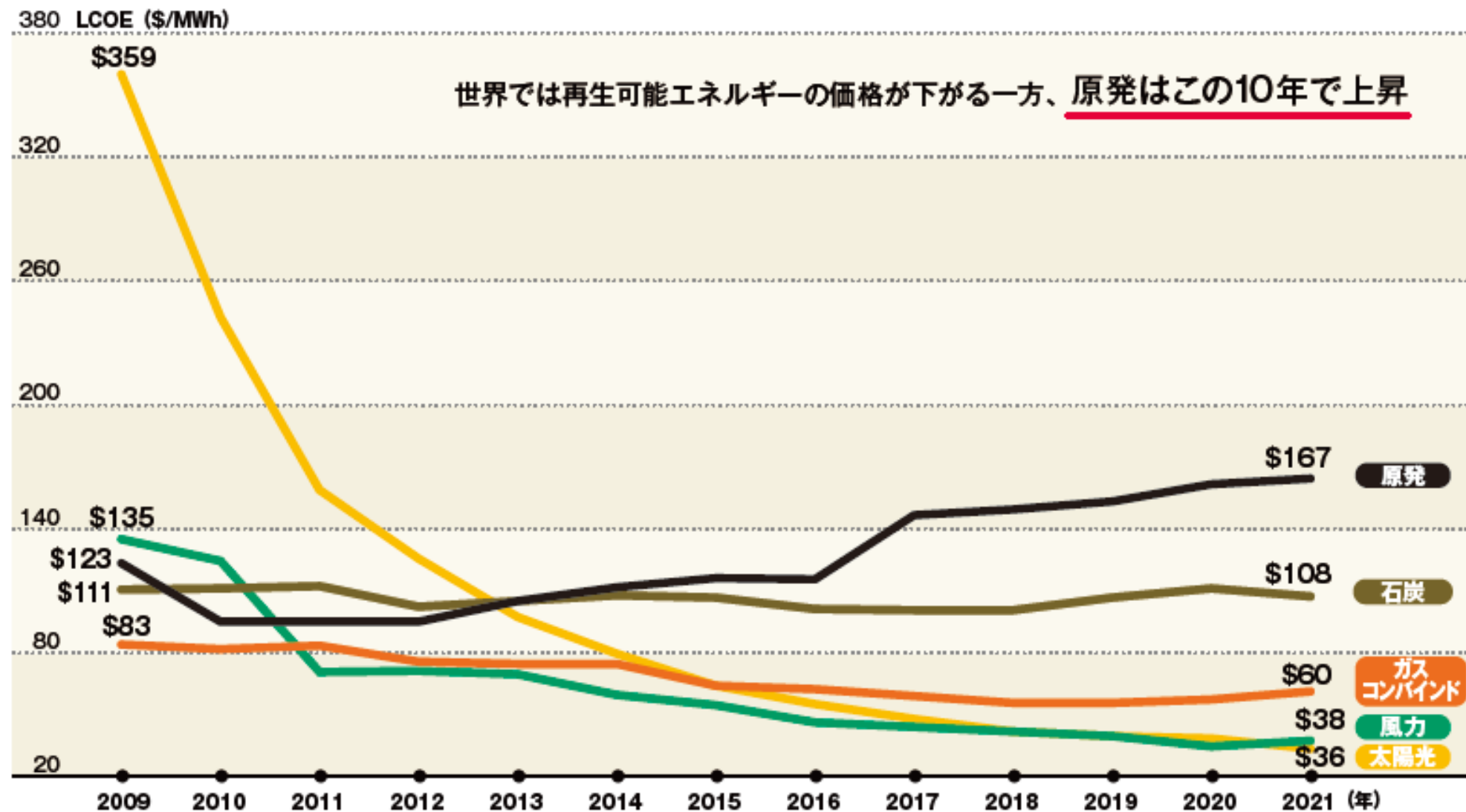
福島第一原発事故
2011年

原発稼働ゼロ
2014年

原子力発電所の稼働状況 東日本では10年以上「原発ゼロ」



世界的な発電費用の推移



出典：Lazard, “Levelized Cost of Energy Version 15.0” 2021